

Ⅲ 生活場面「働く」において考慮すべき状況変化

時期	考慮すべき状況変化	詳細
平成 25 年 4 月～	障害者優先調達推進法の施行	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <p>○障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立の促進に資するため、国や地方公共団体等の責務や調達の推進、公契約における障がい者の就業を促進するための措置等について定められた。</p>
平成 26 年 4 月～	障害者総合支援法の施行	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <p>○「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等が追加された。</p>
平成 27 年 4 月～	第 4 期障がい福祉計画の開始	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <p>○平成 27 年度から 29 年度を計画期間とする第 4 期障がい福祉計画において、「福祉施設から一般就労への移行」「就労移行支援事業の利用者数」「就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加」が成果目標として設定された。</p> <p>○また、大阪府独自の成果目標として、「就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額」を設定した。</p>
平成 28 年 4 月～	障害者雇用促進法の改正	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <p>○雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と、合理的配慮提供の義務化。</p> <p>○事業主に対して、上記に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。</p> <p>○法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられた。（平成 30 年 4 月～）</p>

Ⅲ 生活場面「働く」において考慮すべき状況変化

平成 28 年 8 月～	発達障害者支援法の改正	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <p>○発達障がい者の支援のための施策が規定された。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 就労の支援（就労定着の支援、事業主による雇用の機会の確保等）・ 地域での生活支援
平成 30 年 4 月～	障害者総合支援法の改正 【3 年後見直し】	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <p>○就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」が新設される。</p>